

「平成 23 年度 医療改革アクションプラン」

1. 東日本大震災の被災地への全面的支援：
  - (ア) 被災地の産婦人科・周産期医療提供体制の確保のために、人的支援、物的支援を行う。
  - (イ) 被災地の産婦人科・周産期医療提供体制の復興のために、「地域医療再生計画」等の施策の立案及びその実施に協力し、必要な制度改革を推進する活動を行う。
  
2. 放射線物質による環境汚染への対応：
  - (ア) 放射性物質への被曝状況とその健康への影響についての調査に日本産婦人科医会とともに全面的に協力し、母子への影響を最小限にするための政策のあり方を検討する。
  - (イ) 国民への啓発活動：妊娠・出産・育児へのリスクの程度と適切な対応について学問的に正確な情報を提供する。
  
3. 「少子化対策」への貢献：不妊症・不育症治療体制の整備による出生数増加、周産期医療の充実による周産期死亡の減少を通じて、少子化対策に貢献する。
  
4. 産婦人科・周産期医療の危機回避と持続的発展のための活動の推進：
  - (ア) 産婦人科新規専攻医を増やすための活動
  - (イ) 産婦人科医の能力の向上のための活動
  - (ウ) 産科医療の安定的提供が可能な制度を整備するための活動：チーム医療と職種間の職務分担についての検討を行い、必要な提言を行う。
  - (エ) 産婦人科医が継続的就労可能な労働環境の確保
    - ① 急性期病院における労働環境の改善
    - ② Office gynecology に対する診療報酬上の評価
  
5. 社会啓発活動の推進：医療体制の現実に関する社会への情報発信を継続する。
  - (ア) 子宮頸癌征圧活動をさらに推進する。
    - ① HPV ワクチン接種の普及、キャッチアップ接種に対する公費助成を求める活動の推進
    - ② 子宮がん検診の受診率向上のための活動
  - (イ) 「未受診妊婦」とそれに関連する諸問題への社会の理解を深めるための多方面に

わたる活動を推進する。

- (ウ) 「緊急避妊ピル」の適正な使用に関する社会啓発活動を行う。
- (エ) 母子保健と女性の健康に関する啓発活動の基盤形成のため、学校医における産婦人科医数の増加をはかる活動を推進する。

6. 国際貢献活動の推進：産婦人科医療・周産期医療領域における国際貢献活動を推進する。

7. 産婦人科の現状を把握し、情報を共有するための活動の実施：

- (ア) 第4回日本産科婦人科学会 産婦人科動向 意識調査を実施する。
- (イ) 第5回大学病院産婦人科勤務医の待遇改善策の現況に関するアンケート調査を実施する。
- (ウ) 平成22年度に実施した「婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査」の解析を進め最終報告を行う。
- (エ) 拡大医療改革委員会の開催等を通じて情報の共有と今後の方向性についてのコンセンサス形成をはかっていく。